

# 飯島町空家等対策計画 概要版

## ① 空家等の現状

令和5年2月に行った調査の結果、町内で空家等と疑われる家屋の総数は179戸確認されました。当該家屋の老朽度や周辺への影響などから危険度を判定するチェックリストを作成し、ランク別に集計した結果、危険とされる家屋は、町内全体で37戸が該当となっています。



ランク	判定内容	戸数	割合
A	現状では、保安上危険となる恐れのある状態とは判断されないが、経過観察を要するもの。	78	43%
B	即座に特定空家等と判断することは困難であるが、その対策を検討すべきと考えられるもの。	64	36%
C	そのまま放置すれば倒壊等著しく危険となる恐れのある状態と判定するもの。	37	21%

<各地区別外観目視危険度判定結果表>

地区名	外観目視危険度判定区分			合計
	A	B	C	
田切	9	7	4	20
飯島	26	30	21	77
本郷	10	8	2	20
七久保	33	17	9	59
日曾利	0	2	1	3
合計	78	64	37	179

## ② 計画の概要

### ● 計画の趣旨

本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号、以下「法」という。）」に基づき、空き家等の適正な管理や利活用の促進などの様々な施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。

### ● 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

### ● 対象地区

飯島町全域

### ● 対象とする空家等の種類

#### 1 「空家等」

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

#### 2 「特定空家等」

- ・倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他の周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。

#### 3 「管理不全空家等」

適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当するおそれのある状態

### ● 空家等の調査

空家等の状態等を把握するため、おおむね5年毎、建物の状況や周辺への影響について外観目視により行うこととし、必要に応じ近隣住民等からも情報を収集するものとします。

### ③ 空家等対策の基本方針

空家等の  
適切な管  
理の促進

#### 町民及び所有者等への意識の醸成

- ① 所有者等への周知、相談の受付  
広報紙やホームページ等による周知、空家等の相談の受付
- ② 空家等の対策事業の紹介  
住情報ネットワークや補助事業の紹介、民間サービスの情報提供

#### 相談体制の充実

- ① 総合的な受付窓口  
多岐にわたる諸問題の受付窓口を一本化（建設水道課）
- ② 多方面関係部署との連携  
庁内関係各課、県、関係団体と連携した相談体制の整備

#### 管理不全空家等への措置

- ① 指導・勧告  
管理不全空家等の指導、勧告により固定資産税の特例を解除
- ② 財産管理人による管理・処分

空家等の  
利活用

#### 所有者等に対する利活用の促進

空家等提供事業の周知・運用

#### 地域住民が一体となった利活用

移住定住政策だけでなく、地域交流活性化のための施設として活用

特定空家  
等に対す  
る措置等  
及びその  
他の対処

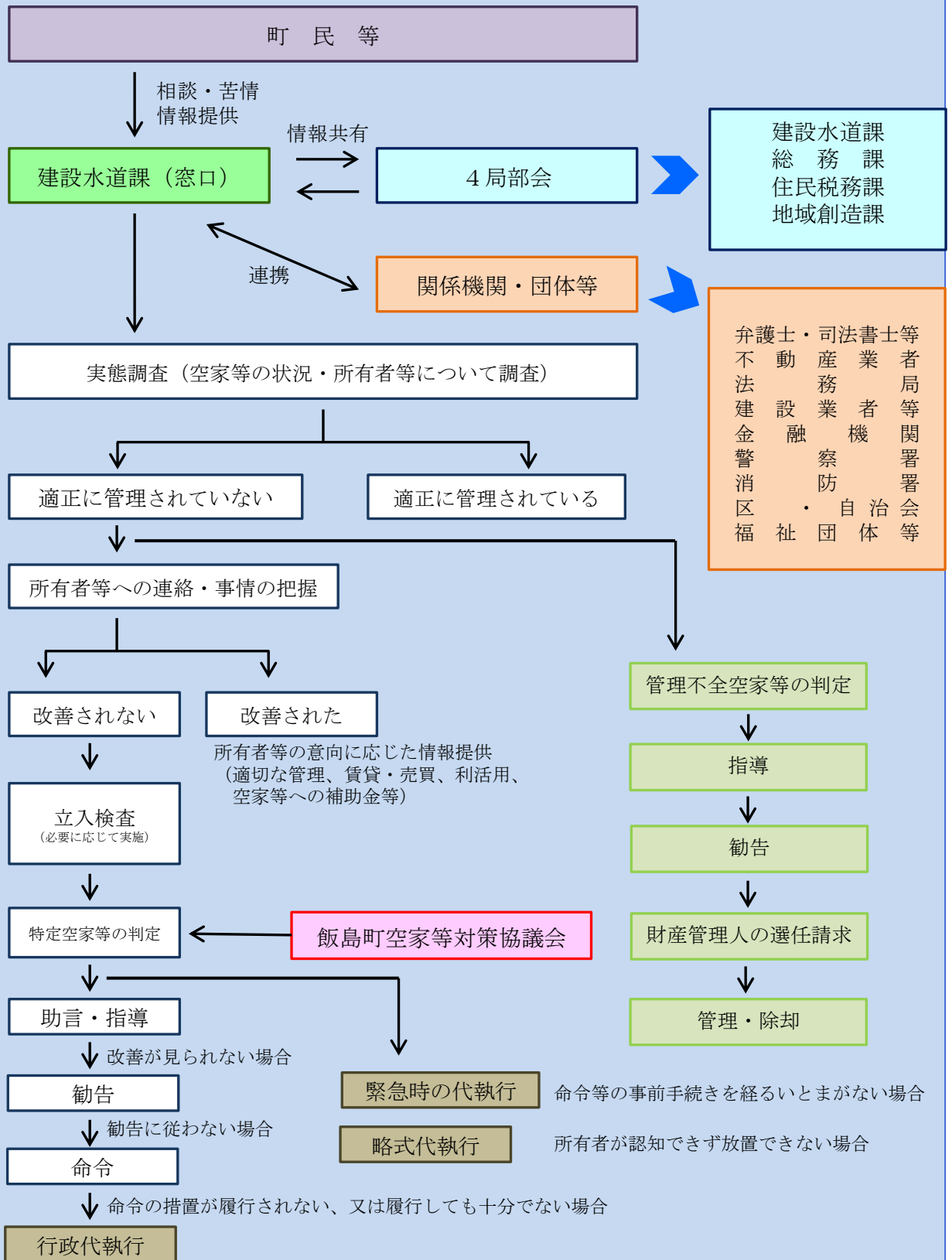
#### 特定空家等の判断と措置

- ① 特定空家等の判断  
国の指針に基づき、飯島町空家等対策協議会で意見を求め、町長が決定
- ② 特定空家等への措置  
地域住民の生命・健康・財産の保護、健全な生活環境の保全を図るため必要な措置を実施


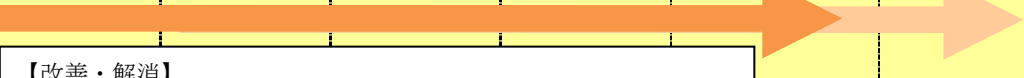




#### 措置の方針・実施

- ① 措置の優先  
周辺に悪影響を及ぼす恐れが高いものを優先
- ② 所有者等に対する措置  
除却・修繕・立木の手入れ・その他必要な措置をとるよう助言・指導・勧告・命令等を実施

## ④ 町の実施体制



## ⑤ 取り組みスケジュール

	計画期間					
	2024	2025	2026	2027	2028	2029
危険度ランク A	 <b>【適正管理】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者等の意向に応じた情報提供（貸貸・売却、利活用等）</li> <li>○流通・活用促進</li> <li>○管理状態の点検・意向調査</li> </ul>					
危険度ランク B	 <b>【改善・解消】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者への啓発活動</li> <li>○環境改善指導（繰り返し実施）</li> </ul>					
危険度ランク C	 <b>【改善・解消】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者の特定、指導</li> <li>○立入検査</li> <li>○管理不全空家等への措置、特定空家等の指定</li> </ul>					
特定空家等	 <b>【特定空家等の改善・解消】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○助言・指導、勧告、命令</li> <li>○行政代執行又は略式代執行、緊急時の代執行</li> </ul>					
空家等対策計画	○計画改定				○計画の検証 ○計画改正検討 ○庁議 ○意見募集 ○議会報告	○広報
空家等対策協議会 (適時開催)						
4 局部会 (適時開催)	 <b>【再調査等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○空家等再調査 ○所有者等の意向確認</li> </ul> <b>【指導等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者等への啓発活動 ○地域住民等との連携</li> </ul>					